赤ちゃんのマイナ保険証・子ども医療証について

★赤ちゃんが生まれたら、健康保険の被扶養者として認定を受ける手続きが必要です。

健保組合・共済組合	所属する会社の健康保険担当者に出生日から５日以内に、「健康保険被扶養者異動届」を提出します。 事業所を管轄する社会保険組合・共済組合が届出を受付・審査致します。 **＊詳しくはそれぞれの事業所へご確認ください。**
協会けんぽ	所属する事業所の担当者へ出生日から５日以内に届出。担当者から協会けんぽ宛に「健康保険被扶養者（異動）届」を提出します。 **＊詳しくはそれぞれの事業所へご確認ください。**
国民健康保険	世帯主の国民健康保険証、世帯主の本人確認できるもの（マイナンバーカードなど）、世帯主のマイナンバー（個人番号）がわかるもの（マイナンバーカードなど）が必要です。（自治体によってはｵﾝﾗｲﾝ申請ができます）

① 新生児の健康保険証を申請する場合は、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。マイナンバーは出生届を提出した時点で決定されますが、通知書は出生届提出後約 2～3 週間で届きます。通知書が届くのを待っていると時間がかかるため、マイナンバー付きの住民票を取得してから申請を行うとよいでしょう。

② １２月２日以降に出生した新生児の被扶養者加入手続きは、新生児の個人番号を添えてこれまで通りに行います。
新生児のマイナンバーカードは、なかなかすぐには作れませんので、マイナ保険証に代わる「資格確認書」が必要になります。その場合は、今のところ、被扶養者異動届の書式に「資格確認書」必要と☑を入れるなど必要の表示をすることで、資格確認書が発行されるようです。（方法はまだ確定していません。）
なお、２０２４年１２月２日以降、１歳未満は写真なしでマイナンバーカードが申請でき、保険証として利用できるとのことです。

③ 住民票が福岡県内の赤ちゃんは、お誕生日から、１ヶ月以内（　　月　　日まで）に「子ども医療証」の手続きをしてください。
※手続きについては住民票のある自治体へお問い合わせください。（ｵﾝﾗｲﾝ申請ができる自治体もあります）

◎退院時に保険診療分の負担金はお支払いして頂いてません。乳幼児医療証の手続きが、１ケ月を過ぎると、お誕生日から乳幼児医療証ができない場合があります。入院中に赤ちゃんの保険診療分がある場合、**負担金**をお支払い頂くことになります。

④ 住民票が県外の赤ちゃんは、保険診療分が２割負担になります。住民票のある市町村役所で払い戻しの手続きを、行ってください